

別表－41 局地激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助第2章(第3条・第4条)</p>	<p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入－50億円)×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(第5条)</p>	<p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例(第6条)</p>	<p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10%(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。)</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10%(漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助(第11条の2)</p>	<p>当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)>当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5(林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha</p> <p>又は</p> <p>(2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>

適用措置	指定基準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が1千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。